障害児通園施設等をご利用の方へ 令和元年10月1日利用分から 利用者負担が無償化されますが、

お手続きは必要ありません





無償化される障害児通園施設等

概 要	
未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援を行います	
児童発達支援に加え、治療を行います	
保育所、幼稚園等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の 児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います	
施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び 知識技能の付与を行います	
施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、 保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います	

注:横浜市地域療育センターの通園クラスは「※1児童発達支援」、「※2 医療型児童発達支援」に該当します。

無償化の対象となる児童 満3歳になった後最初の4月から小学校入学までの3年間

(例)

無償化期間

令和元年10月1日~令和2年3月31日 (2019年10月1日~2020年3月31日)

令和2年4月1日~令和3年3月31日 (2020年4月1日~2021年3月31日)

無償化対象児童の誕生日

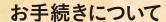
平成25年4月2日~平成28年4月1日 (2013年4月2日~2016年4月1日)

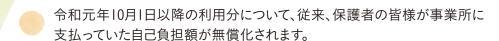
平成26年4月2日~平成29年4月1日 (2014年4月2日~2017年4月1日)

※市民税非課税世帯はすでに無償となっています。

※利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくことになります。 ※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※国の制度改正に伴うため、市外の障害児通園施設等を利用する場合も無償化の対象となります。







- 障害児通園施設等の無償化に伴う、お手続きは必要ありません。
 - (すでにお手持ちの受給者証等については、期限まで引き続きご利用できます。)
- 今後、受給者証等を更新する際に順次、無償化対象期間を印字する予定です。

本チラシは、障害児通園施設等の無償化についてのご案内となります。保育園等のお手続きについては別途ご確認ください。ご不明な場合は下記無償化専用ダイヤルにお問い合わせください。

お問い合わせ

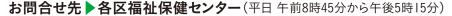
幼児教育·保育無償化 全般

無償化専用ダイヤル

(土・日・祝含む 午前8時から午後8時まで)※12月28日~1月3日は除く

TEL 045 - 840 - 6064 FAX 045 - 840 - 1132

障害児通園施設等の利用に関する個別のご相談





区	窓口	連絡先
金沢	こども家庭支援課	045-788-7772
港北	こども家庭支援課	045-540-2320
緑	こども家庭支援課	045-930-2432
青葉	こども家庭支援課	045-978-2457
都筑	こども家庭支援課	045-948-2321
戸 塚	こども家庭支援課	045-866-8468
栄	こども家庭支援課	045-894-8959
泉	こども家庭支援課	045-800-2448
瀬谷	こども家庭支援課	045-367-5703

障害児通園施設等の制度全般のお問い合わせ

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課(平日午前8時45分から午後5時15分)

TEL 045 - 671 - 4278 FAX 045 - 663 - 2304